

船舶法施行細則の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

- (1) 船舶法（明治32年法律第46号）第21条ノ2の規定に基づき、船舶へ臨検する場合に携帯する身分を証明する証票については、船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号。以下「細則」という。）第7号書式において様式が定められています。
- (2) 上記証票については、国土交通省が発行者となっておりますが、業務簡素合理化の観点から、当該職員が所属する組織の長を発行者とするよう検討を行ってきたところです。
- (3) 平成18年4月に総務省より公表された「検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査結果に基づく通知」においては、所管する立入検査に係る個々の身分証に関し、以下の項目について通知がなされたところです。
 - ① 身分証に顔写真及び生年月日を表記すること又は身分証に併せて顔写真及び生年月日付きの職員証の提示を訓令で義務付けること
 - ② 身分証に所属部局又は職名、根拠法令、管理番号及び発行日を表記すること

2. 改正の概要

- (1) 細則第7号書式の証票の発行者を、管海官庁の長とする。
- (2) (1)の改正に併せ、証票の様式に顔写真、生年月日、根拠法令、発行日及び有効期限の表記を追加する。

3. スケジュール（予定）

平成19年4月1日施行